

ID: 400

担当部署: 上下水道局

処分の概要	手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市水道給水条例 第30条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第191号		
【根拠条文】 (手数料) 第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、給水装置工事申込者、指定給水装置工事事業者又は使用者から手数料を徴収する。 (1) 第5条の規定に基づく給水装置の新設に伴い給水管を分岐するとき。 (2) 第7条第1項の規定に基づく指定給水装置工事事業者として指定したとき。 (3) 第7条第2項の規定に基づく給水装置工事竣(しゅん)工検査をするとき。 2 前項の手数料は、別表第3によるものとする。 3 第1項の手数料は、当該各号に該当する場合において、予納するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日